



平成30年5月17日

各位

会社名 伊藤忠エネクス株式会社
代表者名 代表取締役社長 岡田 賢二
(コード：8133 東証第一部)
問合せ先 コーポレート・コミュニケーション室 國貞 洋行
(TEL：03-6327-8003)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催した取締役会において、「定款一部変更の件」を平成30年6月20日開催予定の当社第58回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) ガス事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴い、ガス事業法におけるガス事業の定義が変更されましたので、現行定款第2条に定める目的の一部について所要の変更を行うものです。

【参考】ガス事業法の改正内容

(改正前) この法律において「ガス事業」とは、一般ガス事業、簡易ガス事業、ガス導管事業及び大口ガス事業をいう。

(改正後) この法律において「ガス事業」とは、ガス小売事業、一般ガス導管事業、特定ガス導管事業及びガス製造事業をいう。

- (2) 平成30年3月22日開催の取締役会において、本社移転を決議しておりますが、本店所在地が現在の東京都港区から東京都千代田区になるため、第3条に定める本店所在地の変更を行うものです。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>第2条 (目的) 27. ガス事業法に基づく一般ガス事業、簡易ガス事業、大口ガス事業及びガス導管事業</p> <p>第3条 (本店の所在地) 当社は本店を東京都港区に置く。</p> <p>(新設)</p>	<p>第2条 (目的) 27. ガス事業法に基づく<u>ガス小売事業、一般ガス導管事業、特定ガス導管事業及びガス製造事業</u></p> <p>第3条 (本店の所在地) 当社は本店を東京都<u>千代田区</u>に置く。</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p>第1条 第3条の変更は平成31年1月末日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって、その効力を生じるものとする。なお、本条は、第3条の変更の効力発生日経過後、これを削除する。</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成30年(2018年)6月20日

定款変更の効力発生日 平成30年(2018年)6月20日

以上